栗東市社会福祉協議会 ふれあいサロンに関する要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が支援するふれあいサロン (以下「サロン」という。)活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱においてのサロンとは、さまざまな要因で閉じこもりがちに暮らす高齢者や障がいを持つ人、 子育て中の親などが自由に気軽に参加でき、互いの顔が見える地域づくりを進め、地域コミュニティの中で安心 かつ安全にいきいきと住み続けられることを目的に、住民が主体的・自主的に取り組む活動とする。

(登録・活動要件)

第3条 サロンは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 定期的なサロンを開催できること。
- (2) 地域住民の誰もが利用できること。
- (3) 趣味のための活動ではないこと。
- (4) 自治会等の地域組織と連携する意思があること。

(実施団体要件)

第4条 サロン活動を実施しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 団体の構成員数が5人以上であること。
- (2) 福祉の増進に寄与する活動を目的とし、併せて、営利及び宗教的、政治的な活動を目的としていないこと。
- (3) 代表者及び運営に携わる者が明確で、ボランティア・福祉活動に熱意と理解を有していること。
- (4) 地域住民が主たる構成員であること。
- (5) 自主的に運営することができ、活動を継続する意思があること。

(登録期間)

第5条 登録の期間は、登録日より当該年度末までとする。

(登録手続)

- 第6条 サロン活動を実施する者は、ふれあいサロン登録書に必要事項を記入の上、栗東市社会福祉協議会会長 (以下「社協会長」という。)に提出しなければならない。
- 2 記入内容に変更が生じた時は、速やかに社協会長に報告すること。

(秘密保持)

第7条 サロンの運営にあたっては、個人のプライバシーの保護を厳守することとする。

(登録者への支援)

第8条 登録サロンは、次の各号に掲げる事項を利用することができる。

- (1) 赤い羽根共同募金助成事業の申請および情報提供 ※但し、赤い羽根共同募金助成事業実施要綱に準拠していること。
- (2) 栗東市いきいきポイント事業受入施設登録
- (3) ボランティア保険への加入
- (4) サロン交流会や研修会等の案内
- (5) ボランティア活動室の使用
- (6) その他、各種情報の提供等

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、社協会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。